

公共債契約締結前交付書面集

株式会社 伊予銀行

2024年11月

証券振替決済口座管理に関する契約のご説明書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をよくお読みください。

伊予銀行（以下「当行」といいます。）では、お客さまから管理の委託を受けた国債、一般債、投資信託受益権（以下、国債、一般債、投資信託受益権を総称して「有価証券」といいます。）について、当行所定の規定および法令諸規則に従って、当行が「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において管理します。なお、当該有価証券について、法令に基づき当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

- 当行の証券振替決済口座で有価証券や金銭をお預かりする場合は、手数料を頂戴しません。
- 有価証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。

証券振替決済口座管理に関する契約の概要

当行では、お客さまから管理の委託を受けた有価証券について、当行所定の規定および法令諸規則に従って、当行が「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において管理します。なお、当該有価証券について、法令に基づき当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

- ・当行は登録金融機関であり、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務を行います。当行が行う登録金融機関業務は、公共債窓口販売業務、投資信託窓口販売業務および金融商品仲介業務等があります。
- ・有価証券のお取引にあたっては、証券振替決済口座の開設が必要となります。
- ・有価証券の購入のお申込みをいただいた時は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえで、お申込みをお受けいたします。

この契約の終了事由

当行の「証券総合取引約款」および「証券振替決済口座管理規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約の通知があったとき
- お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- お客さまが暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 一定期間お客さまの口座残高がないとき

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店または支店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当行における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客さまに対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において個人向け国債のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のお申込をいただいたときは、原則として、お申込と同時に当該お申込に係る代金をお預けいただきます。
- ・お申込にあたっては、銘柄、応募または中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、申込書をご提出いただく場合があります。
- ・お申込いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

公共債（個人向け国債を除く）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債を除く国債、地方債等（以下、「公共債」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 公共債のお取引は、主に募集等や当行が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 公共債は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・公共債を募集等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・公共債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

公共債の発行者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・公共債の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・公共債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払不能が生じるリスクがあります。

公共債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

公共債に係る金融商品取引契約の概要

当行における公共債のお取引については、以下によります。

- ・公共債の募集等の取扱い
- ・当行が自己で直接の相手方となる売買

公共債に関する租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。

- ・公共債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・公共債の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・公共債の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客さまに対する課税は、原則として以下によります。

- ・公共債の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

公共債は、その償還日または利子支払日の前にはお取引できないことがあります。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において公共債のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・公共債のお取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のお申込をいただいたときは、原則として、お申込と同時に当該お申込に係る代金をお預けいただきます。
- ・お申込にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、申込書をご提出いただく場合があります。
- ・お申込いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

<当行の概要>

商号等	株式会社 伊予銀行（登録金融機関）四国財務局長（登金）第2号
本店所在地	〒790-8514 愛媛県松山市南堀端町1番地
商品・購入に関する 連絡先	伊予銀行個人コンサルティング部 089-907-1073 またはお取引のある 本支店にご連絡ください。 受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除きます）
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ・一般社団法人 全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772
資本金	20,948百万円（2022年10月3日現在）
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月日	1941年9月1日

<当行に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口>

住所	〒790-8514 愛媛県松山市南堀端町1番地
電話番号	089-907-1037（お客さまサービス向上室） またはお取引のある本支店にご連絡ください。
受付時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除きます）

<金融ADR制度のご案内>

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。 金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。） 受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除きます）
